

診療材料等調達支援業務委託プロポーザル審査要領

診療材料等調達支援業務委託に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号のすべてを満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「診療材料等調達支援業務委託プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する参加資格要件を満たす事業者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した事業者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査における総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 提案内容 | (80点) |
| (2) 運営体制 | (60点) |
| (3) 過去の実績 | (20点) |
| (4) 委託料概算見積金額 | (40点) |
| 計 | 200点 |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時：令和5年3月29日（水）（予定）

場所：高知医療センター11階 よさこいサロン

(2) プレゼンテーション

①プレゼンテーションの時間は1者20分とし、その後質疑時間を30分程度設けます。

②順番は別途通知します。

※1参加者あたり5名までの出席とし、受託責任者候補者は必ず出席するものとする。

4 審査の方法

(1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。

(3) すべての参加者の審査終了後、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と、次点者を決定します。なお、最低基準点は各審査員の平均で120点とし、審査の結果、平均点がこれを下回った事業者については選定しないこととします。（参加者が1事業者のみであっても、同様とします。）

(4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

- (5) 委託業務の実施に際しては、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と委託者は、企画提案の内容をもとにして、業務の遂行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。20日以内（土・日・祝日を除く）に交渉が調わない場合は次点者に選定された者が、改めて委託者と交渉を行うこととなります。